

原子力規制委員会宛て

「九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査書案」に対する意見

【意見】

1, 2014年5月21日、福井地裁の「大飯原発3・4号機運転差止訴訟」判決を受けて

(1) 福井地裁は、判決の判断指針として「ひとたび深刻な事故が起これば多くの人の生命、身体やその生活基盤に重大な被害を及ぼす事業に関わる組織には、その被害の大きさ、程度に応じた安全性と高度の信頼性が求められ」、私たち個人の憲法上の人格権（憲法13条、25条）の重要性について、「生存を基礎とする人格権が公法、私法を問わず、全ての法分野において、最高の価値を持つとされている以上、本件訴訟においてもよって立つべき解釈上の指針である。」と明言しています。

その上で、「原子力の利用は平和目的に限られているから(原子力基本法2条)、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由(憲法22条1項)に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。」と述べています。

(2) 一方、原子力規制委員会の田中俊一委員長は6月16日の記者会見で、九州電力川内原発1、2号機（鹿児島県）が再稼働の前提となる審査に事実上合格したことについて、「基準の適合性を審査した。安全だということは申し上げない」と述べ、審査は必ずしも原発の安全性を担保したものではないとの認識を明らかにしています。

停止中の原発が運転を再開する場合には、新規制基準に適合することが必要であり、「原発に求められるべき安全性」を担保するのは原子力規制委員会であることは明らかなことです。

(3) 福井地裁は、原発に求められるべき安全性について、「原子力発電所に求められるべき安全性、信頼性は極めて高度なものでなければならず、万一の場合にも放射性物質の危険から国民を守るべく万全の措置がとられなければならない。」と述べています。

福島原発事故を通じて十分に明らかになった原発「技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになる」ことから、原子力規制委員会が原発の再稼働に対して「基準の適合性」のみを審査の対象として安全性の確認ができないのであれば、川内原発をはじめ全ての原発の再稼働はすべきではありません。

2, 新規制基準は原発再稼働の安全を担保していない

2013年6月19日公表された「新規制基準」は、結局のところ、現在停止している原発を再稼働させるために設けられた、いわゆる「ためにする基準」に他なりません。

新規制基準は、福島第1原発事故をふまえて策定されたことが建前になっていますが、そうであれば、福島第1原発事故の原因の完全な解明こそが大前提となるはずですが。

しかし、非常用電源系統の機能喪失原因について、国会事故調査報告書は、1号機の非常用電源喪失が津波到着前に生じていたこと等の理由から、1号機については、津波が電源喪失原因であることはあり得ないとしており、福島第1原発事故の原因は未だ完全に解明されているとは言えません。

また、現在も福島第1原発からは大量の汚染水が排出されており、福島第1原発事故は、収束どころか、今もなお拡大し続けています

このように、事故原因が未だ解明されない中で設けられた新規制基準は、まさに再稼働の「ためにする基準」と言わざるを得ません。

【意見提出箇所】

III-1. 1 基準地震動 3. 震源を特定せず策定する地震動

4. 基準地震動の策定

(1) 原発の耐震安全性は基準地震動の適切な策定にかかっているところ、過去10年間で5回も基準地震動を超える地震動が原発を襲ったことからすれば、これまでの地震動想定手法には根本的な欠陥があります。

その根本的な欠陥は、基準地震動の策定が、既往地震の平均像を基礎として行われてきたからであり、これは新規制基準でも全く是正されていません。

(2) 原子力発電所における地震動想定手法が、過去に発生した地震・地震動の平均像で行われていたことについては、この分野の第一人者であり、原発の耐震設計を主導してきた入倉孝次郎氏自身が認めています。

2014年3月29日付愛媛新聞には、入倉孝次郎氏の次の発言が掲載されています。

「基準地震動は計算で出た一番大きい揺れの値のように思われることがあるが、そうではない。(中略) 私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは地震の平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあり、観測そのものが間違っていることもある。基準地震動はできるだけ余裕を持って決めた方が安心だが、それは経営判断だ。」と。

入倉孝次郎氏は、基準地震動は目安に過ぎない「平均像」だと認めています。

そして、その平均像を超える地震はいくらでもある、とまで言っています。

そうすると、川内原発において耐震設計の基礎としている基準地震動も、単なる目安に過ぎないものであり、それをを超える地震はいくらでもある、ということになります。

(3) 新規制基準においても地震動想定手法は従前のままであり、川内原発の安全性は到底確保されていません。

福島第一原発事故を受けて、原発の地震動想定手法は変更されたかといえば、否であり、何ら見直しはされていません。

新規制基準のうち、基準地震動の想定や耐震設計に関する「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」を見ると、地震動想定手法は、福島第一原発事故以前と同一であり、従前の考え方をほぼ踏襲しており、しかも、一部ではむしろ後退しているところも存在します。

同ガイドでは、多くの点で「適切に」評価することを確認する等とされているにすぎません。

(4) 地震動想定に失敗した原子力安全委員会、原子力安全・保安院や原子力事業者は、なぜ想定に失敗したかの原因を追求し、新たな想定手法を採用して、改めて地震動想定を行うべきなのに、単に結果としての地震動の数値を変えて対応しただけです。

このことは、原子力規制委員会が設けられた現在においても同様と言わざるをえません。

このように、失敗した原因を追求せずに、失敗したのと同じ手法で地震動想定をし続けていけば、いずれは、大きくSs（新耐震指針における基準地震動）を上回る地震動が原発を襲うことになることは明らかです。

(5) 耐震設計の要である基準地震動（Ss）をどこまで上回る地震動が原発を襲うか分からないのでは、そもそも耐震設計のしようがありません。

原発の機器・配管のどこが地震に耐えられないか、地震に耐えられない機器・配管が破壊された時にどのような結果となるか等という議論は、全て、襲来する地震動の大きさが分かってからでなければ、なしようがありません。

とりわけ、2011年東北地方太平洋沖地震により、津波があれほど想定を大きく上回ってしまった原因は、自然現象が過去最大（既往最大）を容易に超えうることを無視したことにあります。

「過去最大（既往最大）」と言っても、それは、たかだか数100年程度の知見でしかありません。津波堆積物を考えても、せいぜい1000年～2000年程度の知見でしかありません。

そもそも、「過去最大（既往最大）」の知見を得ること自体、容易なことではありませんが、さ

らに、その「過去最大（既往最大）」を超えることも十分にあり得る、ということ想定することが必要です。

62～65ページ

III-4. 2. 2 火山の影響に対する設計方針

2. 原子力発電所の運用期間における火山活動に関する個別評価

3. 火山活動のモニタリング

4. 火山事象の影響評価

(1) 規制委員会は、「運用期間中の検討対象火山の活動の評価は、過去の活動履歴の把握や地球物理学的調査に基づいており、これらの手法が火山ガイドを踏まえていることを確認した。また、規制委員会は、申請者がその結果に基づき、本発電所の運用期間中に設計対応不可能な火山事象によって本発電所の安全性に影響を及ぼす可能性について十分小さいとしていることは妥当であると判断した。」としていますが、火山噴火予知連絡会長である藤井敏嗣東京大学名誉教授は、「我々は巨大噴火を観測したことがない。どのくらいの前兆現象が起きるかは誰も知らない」（2014年5月8日付南日本新聞）という指摘や、「原発の運用期間である最大60年の間に噴火があるかどうかは判断できません。川内原発の運転期間中に噴火するかしないかで立地を判断するなら“分からないから、立地は認められない”ということになるのではないのでしょうか」という指摘もされています。

即ち、破局噴火はほとんどが有史以前のものであり、破局噴火の前兆を物理観測によってとらえた例はないことから、破局噴火の予知が出来るかどうかは、現在の科学では未だ未解決の問題なのです。

しかも、「噴火の予知が可能なのは噴火の比較的直前であり、数カ月や数年前といった非常に早い時期から噴火の発生を予測できるわけではない」ことから、原発から核燃料や使用済み核燃料等を運び出す時間などないことは明らかなことです。

(2) 川内原発は、阿蘇カルデラ（中央火口丘群）、加久藤カルデラ（霧島火山）、始良カルデラ（桜島火山）、阿多カルデラ（開聞岳）、鬼界カルデラ（薩摩硫黄岳）という活動的なカルデラ火山を多く抱える南九州に存在しています。

毎日新聞が全国の火山学者に行ったアンケートにおいて、50名の学者のうち29名が、川内原発は最長60年の原発稼働期間中に巨大噴火が発生し、火砕流の被害を受けるリスクがあると回答し（2013年12月23日付毎日新聞）、また、西日本新聞が全国の火山学者に行ったアンケートでも、29名の学者のうち18名が、川内原発は最長60年の原発稼働期間とその後の使用済み核燃料保管期間中に巨大噴火が発生し、火砕流などの被害を受けるリスクがあるという同様の回答をしています（2014年4月21日付西日本新聞）。

(3) わが国の火山噴火予知研究の第一人者である東京大学噴火予知研究センターの中田節也教授は、昨年、原子力規制委員会の検討会に招かれて講演をされた際に、「超巨大噴火は日本ではおよそ1万年に1回の割合で発生している。現在は確率的には、いつ起きても不思議ではない時期」であり、「活断層の基準では12万～13万年に1度動いても考慮の対象としている。日本中に影響を与える超巨大噴火は1万年に1回の確率だから、活断層と比べても頻度は高い」という指摘をされており、さらに、川内原発については、「川内原発には無理のない想定で火砕流が届きません。なぜ届かないといえるのか、つめて学問的にいえるようにならないと、許可しない方がいいと私は思います。」（岩波書店・科学2014年1月号・52頁）、「（川内原発は）本来あの場所には建てないほうがよかった。」「少しでも不安材料があれば運転を止め、対策をとれる体制が確保できるまでは審査を通すべきではないだろう。」という非常に重大な指摘がなされています（2014年5月8日付朝日新聞）。

(4) このような火山学者の指摘を真摯に受け止めるならば、川内原発は、火山影響評価ガイドがい

う、「原子力発電所の運用期間中に火山活動が想定され、それによる設計対応不可能な火山事象が原子力発電所に影響を及ぼす可能性が小さいと評価できない場合」に当たることは明らかであり、規制委員会が自ら作成した原子力発電所の火山影響評価ガイドの基準を適正に適用すれば、川内原発は「立地不適」となるのが当然のことです。

418ページ

V 審査結果 に関わる事項

- (1) 原子力規制委員会は、九州電力が提出した「審査書(案)」は「新規制基準」に適合しているとの審査結果が示されていますが、原発事故発生時の周辺住民全員の確実な早期避難が可能であることの保証なしに原発稼働を認めることは、原発の稼働を住民の生命・身体の安全に優先させる考え方であり、到底許されるものではありません。

福島第1原発事故の教訓をふまえ、国が原子力防災の重点地域としている川内原発から半径30キロメートル圏内(薩摩川内市、長島町、出水市、阿久根市、さつま町、始良市、鹿児島市、日置市、いちき串木野市の9市町村があり、そこには実に21万人以上の人々が居住しています。)に居住する周辺住民の避難に関して関係各自自治体で策定されている避難計画には、その実効性について重大な疑問があります。

川内原発から30km圏内の9市町が策定した住民避難計画は、放射性物質の広がりや方向を左右する風を全く考慮しておらず、避難先は1カ所しか指定されていないのです。

- (2) 2014年6月23日付「西日本新聞」において、「東京電力福島第1原発事故と同規模の過酷事故が、九州電力川内原発(鹿児島県薩摩川内市)と玄海原発(佐賀県玄海町)で起きた場合、避難が必要とされる高線量の放射性物質が原発から半径30キロ圏外にも飛散する可能性がある」とし、「風向きによっては、国が事前の避難準備を求めるおおむね30キロ圏の緊急防護措置区域(U P Z)を越えて鹿児島市や福岡市の一部にも及ぶ」との民間調査会社「環境総合研究所」(東京)の試算データが示されています。

それによると、「原発周辺で軒並み高線量を算出。風速毎秒2メートル(市街地で日常的に吹いている風)で西南西の風が吹いた場合、川内原発から東に約6キロの医療機関では事故直後、1時間当たり294マイクロシーベルト。国が1週間以内の避難を求める基準値(同20マイクロシーベルト)の15倍に相当する高い値だ。原発周辺で年30日程度観測される北西の風だと、原発から30キロ超の鹿児島市内でも最大24マイクロシーベルトに達した。薩摩川内市、いちき串木野市などの約5万7千人が鹿児島市を避難先に指定されているが、風向き次第で避難が困難となる可能性がある。」と。

このことから考えると避難する時間的余裕など到底なく、当該地域の住民の大多数が被ばくすることになります。

- (3) 朝日新聞(2014年3月25日付)によれば、「鹿児島県によると、川内原発(薩摩川内市)から30キロ圏内には約80の病院、約160の福祉施設があり、想定する避難者は計約1万4000人。だが、県が計画策定を把握したのは、四つの福祉施設(3月24日現在)で、今月末までにさらに3カ所で策定される見込み。県の担当者は『現状では、(受け入れ先となる)30キロ圏外の病院や福祉施設がほぼ満員。会議室など空き部屋を使っても受け入れ先を調整するのは難しい』と話す。」と報道しています。

また、南日本新聞(2014年3月14日付)も、「川内原発5～30キロ圏(U P Z)内9市町村の住民避難計画は昨年12月までに策定済みだが、独自に策定を求められている病院・福祉施設や在宅の要援護者については、避難計画のめどはたっていない。」と報道しており、「これに在宅の要援護者が最低で約5900人(鹿児島県まとめ)加わる。ある自治体関係者は『受け入れ先が見つかるのか。健康状態もそれぞれで対応が難しい』と頭を抱える」(南日本新聞・2014年3月24日付)ともされています。

このように、災害弱者の避難をはじめ住民が納得する避難計画が出来ていない状態において、川内原発が再稼働することは許されるものではありません。

(4) 世界的にみれば、原子力発電所の設置・運転と、緊急時計画の策定とは連携が取られています。

I A E A (国際原子力機関) においては、事故により放出される放射性物質による放射線の影響を緩和することが求められ、そのために、十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と原子力発電サイト及びサイト外の緊急事態に対応する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要とされています。

米国では、N R C (原子力規制委員会) の規定する連邦規則によると、緊急時計画の条項において、放射能が放出される緊急事故時に十分な防護措置が取られる保証があるとN R Cが判断しなければ、原発の運転が許可されないと規定し、十分な緊急時計画が許可条件とされています。

(5) 国が原発半径30キロメートル圏内を原子力防災の重点地域としながらも、各自治体における防災対策は、周辺住民の放射能被ばくを許容する内容になっていること、複合災害が起きた場合を含めた緊急時の避難方法が何ら確保されていないこと、重篤患者等災害弱者の避難方法ないし避難先が何ら確保されていないこと等、多くの重大な欠陥を抱えています。にもかかわらず、防災対策について厳密な審査をしなくとも原発の稼働が許されるとすれば、福島原発事故の教訓は無視されるに等しいものになります。

新規制基準では、大規模損壊を想定し、その場合には放水で放射性物質の拡散を防ぐというおよそ非現実的な方策しか規定されておらず、まずは周辺住民を保護するために、規制基準として緊急時計画の策定を定めなければ「新規制基準」に適合しているとの判断をすべきではありません。

以上